第11回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和 2 年 5 月 25 日 18:45~ 場所 第二分庁舎 6 階 災害対策本部室

- 1 開会(くらし安全防災局長)
- 2 本部長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 国の基本的対処方針の改定について
 - (2) 県の対処方針及び基本方針の改定について
 - (3) 緊急事態宣言の解除に係る知事メッセージ
 - (4) 関係団体への要請について
- 4 その他

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定 令和2年5月25日改定 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に4月7日に出された緊急事態宣言は5月25日に解除された。県は、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応する。

1 情報提供 相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する 様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総 合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況や神奈川警戒アラートの指標の動向については、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、 経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民への外出自粛の要請は解除し、新しい生活様式の普及と定着の 促進を図る。また、概ね3週間、次の行動を控えるよう要請する。
 - 繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所の 利用
 - ・ 帰省や旅行など、県域を越えた移動

(2) 事業者における感染防止対策の促進

ア 感染防止対策の促進

○ 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取り組みを促進する。

- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」の仕組みを運用する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知 する「LINEコロナお知らせシステム」を運用する。

イ 段階的な休業要請の解除(別紙)

○ 4月11日から「遊興施設等」「大学、学習塾等」「運動、遊技施設」「劇場等」「集会・展示施設」「商業施設」「文教施設」に行ってきた休業要請については、事業者が感染拡大防止対策を講じることを前提に解除する。ただし、当面の間、午後10時までの営業時間の短縮を要請する。

また、飲食店など「食事提供施設」については、事業者が感染拡大防止対策を講じることを前提に、これまでの「午後8時まで」から「午後10時まで」へと営業時間の短縮を緩和する。

なお、これらの時短営業の解除については、概ね3週間後、感染 状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、総合的に判断する。

(3) イベント自粛の段階的な解除(別紙)

- 4月 11 日から行ってきたイベントの自粛の要請については、屋内 100 人以下、屋外 200 人以下の小規模イベントについて解除する。なお、中規模以上のイベントの自粛の要請の解除については、概ね3週間後、感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、総合的に判断する。
- 県は、イベントの開催にあたって、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大(2波)に向けた対応

ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出 (別紙)

- 県は感染拡大(2波)に備え、モニタリング指標等に基づくモニタ リングを継続する。
- モニタリング指標が、神奈川警戒アラートの発動基準に達した場合は、医療の状況や監視体制などを含め、専門家の意見を聞き、神奈川警戒アラートの発動を判断する。
- 神奈川警戒アラートを発動した場合は、県民に外出自粛を要請する とともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

イ 緊急事態宣言が出された際の対応

○ 再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、改めて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

○ 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に 基づき、必要な対応を図る。

3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐ ための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、 医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検 香センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入による PCR 検査の迅速化や、抗原検査・ 抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携 による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、 きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム(C-CAT)を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相 談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定 化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活 費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、 くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援 総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者に わかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

○ 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

○ 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 本対処方針のうち、2(1)の「新しい生活様式の定着促進」、2(2) イの「段階的な休業要請の解除」及び2(3)の「イベント自粛の段階 的な解除」については、5月27日午前0時から適用する。
- 4月7日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置 に係る神奈川県実施方針」は、緊急事態宣言解除に伴い5月25日を もって廃止する。
- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、 通常に戻すなど、柔軟に対応する。

緊急事態宣言解除後の再警戒の指標

7	ニニタリング指標	神奈川警戒アラートの発動基準			
	神奈川県と東京都の	4日連続で予想曲線から大きく			
	週当たりの感染者数増加率:K値	外れた場合			
感染の状況	新規陽性患者数	10人			
	(医療・福祉施設クラスターを除く				
	1週平均)				
	感染経路不明				
	(医療・福祉施設クラスターを除く	50%以上			
	1週平均)				
	重症患者数				
医療の状況	中等症患者数				
	医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数				
監視体制	検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数				

緊急事態宣言解除後の施設管理者への新たな要請内容

<基本的に休止を要請していた施設>

遊興施設等、大学・学習塾等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設 →ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施、夜 10 時までの時短営業

<施設の種別によっては休業を要請していた施設>

文教施設(大学等を除く。)

→ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施、夜 10 時までの時短営業

< 社会生活を維持する上で必要な施設のうち以下の業種>

食事提供施設(飲食店、料理店、喫茶店等)

→ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施、夜10時までの時短営業(宅配、 テイクアウトサービスは除く。)

緊急事態宣言後のイベントの開催について

→小規模イベント(屋内 100 名以下、屋外 200 名以下) について自粛要請の解除 ただし、イベントの開催にあたって、リスクへの対応が整わないと判断される 場合は中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

また、屋内で開催されるイベント等については、収容定員に対する参加人数の 割合を半分程度以内とするよう求める。

令和2年2月26日策定 令和2年2月28日改定 令和2年3月11日改定 令和2年3月24日改改 令和2年3月26日改改 令和2年3月30日改改定 令和2年4月6日改定 令和2年4月7日改定 令和2年5月5日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」 については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下、急を要しない業務の中止や見直しを行い、感染症の拡大防止や医療崩壊を防ぐための取組、県民の経済・雇用対策に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属 において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通 機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適 宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設 (*入所施設を除く)

施設管理者は、類似する業態の団体が作成した業種別ガイドライン及び県作成のガイドライン等に基づく感染防止対策を実施し、「感染防止対策取組書」を掲示するとともに、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードを複数の箇所に掲示したうえで、順次運営を再開する。

なお、利用者を特定できる施設については、後に利用者の感染が確認された場合に備えて、利用時刻・利用者氏名・連絡先の把握に努める。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「現在の新型コロナウイルスの状況を踏まえた県教育委員会の対応」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、特措法に基づく本部体制を維持する職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和2年8月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策(※)等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2)会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書 面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や 間引き等を行い、感染症拡大予防策(※)を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防対策

- ○発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- ○参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底(主催者の県職員含む。)
- ○入場時のアルコール消毒液の設置
- ○濃厚接触解消の工夫
- ○人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- ○密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- ○感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

現在の新型コロナウイルスの状況を踏まえた 県教育委員会の対応(令和2年5月25日現在)

1 公立学校における対応について

- 県立学校については、6月1日(月)から再開する。
- 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、<u>5月31日(日)まで臨時</u> 休業を継続する。
- 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、<u>ガイダンスなどの準備期間、</u> 分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。
- 上記について県立学校長に通知するとともに、市町村教育委員会に対しても、 休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼する。

【県立学校における通常登校までのスケジュール】

登校方法	高等学校・中等教育学校		特別支援学校			
	期間	概要(人数は程度)	日程	期間	概要	日程
準備期間 (ガイダンス登校)	1週間程度	各学年1日ガイダンス登校 4校で入学式を予定 20名/教室、200名/回	6/1(月) ~6/5(金)	1週間程度	学年や障がい部門ごとに 1日の登校を設定 4校で入学式を予定	6/1(月) ~6/5(金)
分散登校	2週間程度	週2回 必要に応じて土曜日も活用 40分×3時間 20名/教室、200~300名/回	6/8(月) ~6/20(土)	2週間程度	週1回(高等部3年は週2回) 全校生徒の20~30%程度/回	6/8(月) ~6/19(金)
	1週間程度	週3回 必要に応じて土曜日も活用 40分×3時間 20名/教室、200~400名/回	6/22(月) ~6/27(土)	2週間程度	週2回(高等部3年は週3回) 全校生徒の50%程度/回 給食あり	6/22(月) ~7/3(金)
時差通学·	1週間程度	全生徒毎日登校 40 分×3時間 40 名/教室、全生徒/回	6/29(月) ~7/4(土)	1カ月程度	全児童・生徒等登校 給食あり	7/6(月) ~7/31(金)
短縮授業	2カ月程度	全生徒毎日登校 40分×6時間 40名/教室、全生徒/回	7/6(月) ~8/29(土)	1週間程度	全児童・生徒等登校 午前授業	8/24(月) ~8/28(金)
通常登校	その後	全生徒毎日登校 50 分× 6 時間 40 名/教室、全生徒/回	8/31(月)~	その後	全児童・生徒等登校 給食あり	8/31(月)~

※ 今後の分散登校や時差通学・短縮授業の期間については、状況の推移により 変更することがある。

2 社会教育施設における対応について

- 今般の国における緊急事態宣言解除に伴い、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、社会教育施設について段階的に再開館する。
- <u>県立図書館及び川崎図書館</u>については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日(水)から先行実施し、6月9日(火)から再開館する。
- <u>金沢文庫、近代美術館、歴史博物館</u>については、<u>6月9日(火)から再開館</u>する。

なお、<u>生命の星・地球博物館</u>は、施設内の燻蒸作業のため、<u>7月1日(水)</u>から再開館する。

緊急事態宣言の解除に伴う知事メッセージ

4月7日に本県に出された、コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は、本日、 5月25日に解除されました。

これは、約1か月半にわたって、県民や事業者の皆さんが、徹底した外出自粛や 休業要請などに、一丸となって取り組んでいただいた賜物です。この間の皆さんの ご理解、ご協力に深く感謝いたします。

しかし、緊急事態宣言が解除されたことで、気を緩めてしまえば、一気に感染の 第2波が生じる恐れがあります。

そのため皆さんには、引き続き、「マスクの着用や手洗いを徹底する」「3つの密を避ける」「感染防止対策がなされていない場所へは行かない」など、コロナウイルスは身近にあるという意識を持って、行動いただくようお願いします。

また、当面の間、繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所へ行くことや、生活や仕事に必要な場合を除き、県域を越えて移動することは、控えていただくようお願いします。

一方、「遊興施設等」「大学、学習塾等」「運動・遊技施設」「劇場等」「集会・展示施設」「商業施設」「文教施設」に行っていた休業要請は、適切な感染防止対策を講じていただくことを前提に、5月27日午前0時に解除しますが、営業は夜10時までとするよう要請します。

また、飲食店など食事提供施設についても、適切な感染防止対策を講じていただくことを前提に、営業は夜10時までとするよう要請します。

こうした段階的な措置の解除については、専門家の意見などを踏まえながら、今 後、総合的に判断してまいります。

県では、感染防止対策に取り組む事業者に、財政的な支援制度を用意しています。 また、事業者が行う取組をお客様や従業員などに見える化し、その発信を支援する ため、「感染防止対策取組書」を簡単に作成できる仕組みを構築します。

取組書には、万一、事業所で感染者が出た場合に、濃厚接触の疑いがある方に速 やかに通知する、LINE コロナお知らせシステムの二次元バーコードも掲載します。 コロナウイルス感染症との闘いは、緊急事態宣言解除後も続きます。

県では、万一、感染爆発が起こっても医療崩壊を招かないよう、引き続き、神奈 川モデルによる医療体制の充実に取り組みます。

また、感染防止対策に取り組む事業者を後押しし、その頑張る姿を見える化することで、皆さんが安心して利用できる流れを作り上げてまいります。

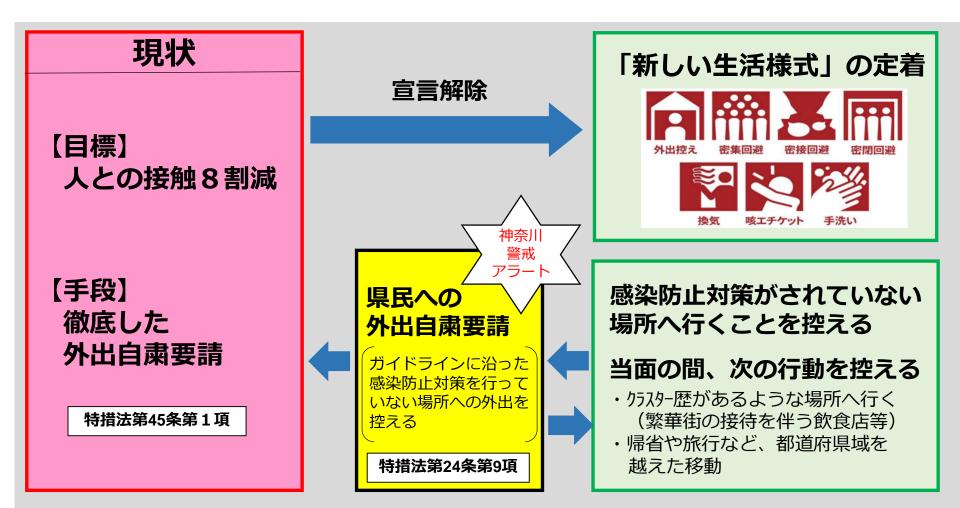
令和2年5月25日

外出自粛要請について

〈緊急事態宣言下>

<解除後>

徹底的な外出自粛要請 から「新しい生活様式」等の周知徹底 へ

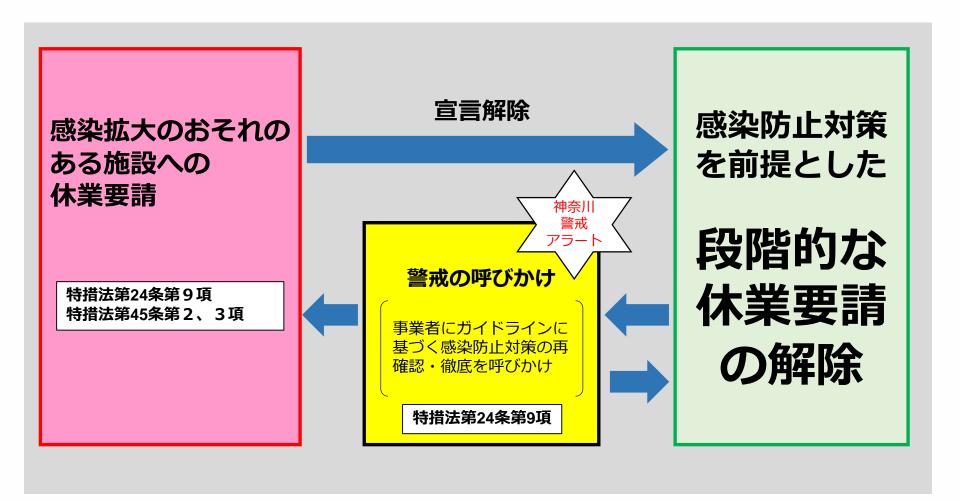


事業者への休業要請について

〈緊急事態宣言下〉

<解除後>

休業の要請 から <u>感染防止対策を前提とした段階的な解除</u>へ



段階的な解除のステップ

国の 基本的対処方針

- ・緊急事態宣言が解除された時、施設の使用制限等(休業要請など)は基本的に解除
- ・ただし、新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間 を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行

【ステップ 1】

- ◆県は、事業者がガイドラインに基づく適切な感染防止対策を 講じることを前提に、休業要請を解除
- ◆事業者は、自ら感染防止対策の創意工夫を図り、段階的に営業 を再開(原則、夜10時までの時短営業を要請)
 - ・遊興施設
- ・大学、学習塾
- 運動、遊戯施設

- ・劇場等
- ・集会・展示施設
- ・商業施設
- ・文教施設(施設の種別によって休業要請していた施設)
- ※ 飲食店は 時短営業を緩和

朝5時から夜8時まで



▶小規模イベントの開催を可能とする

【ステップ2】

- ◆時短営業を解除
- ◆中規模イベントから順次開催を可能とする

- 業種別ガイドライン及び **県作成のガイドラインに** 基づく感染防止対策
- ・感染防止に向けた創意工夫



- 「感染防止対策取組書 I による見える化
- ・LINEコロナお知らせシステム

【6業種、食事提供施設に関わる団体】 御中

神奈川県知事 黒岩 祐治

緊急事態宣言の解除後の新型コロナウイルス感染症のまん延防止について

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では5月25日に、本県を対象区域とする緊急事態宣言が解除されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を改定しました。

つきましては、これまでの施設の使用制限の要請を解除しますが、今後、業界団体及び県が作成したチェックリスト等を御参考にしていただき、感染拡大防止を徹底いただくよう 貴組合員に対して周知いただきますようお願いいたします。また、営業時間については、当 面の間、夜10時までとしていただくよう要請いたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針 (令和2年5月25日改定)
- 3 事業活動再開に伴う感染拡大防止対策について (令和2年5月25日)

問合せ先

○○局 ○○課 ○○○○

電話 045 (210) 1111 内線 〇〇〇〇

(案)

事業者の皆様へ

神奈川県産業労働局長

事業活動再開に伴う感染拡大防止対策について(依頼)

本日、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除され、施設の使用制限(休業要請など) を段階的に解除することになりました。

事業活動の再開にあたっては、お客様やその家族を守り、また皆様の店・事業を守るためにも、各業界団体が策定するガイドラインを遵守するなど、感染拡大を防止するための対策を徹底していただく必要があります。

このため県では、業種別に感染防止対策で特に重要となる要素をまとめたチェックリストを作成しました。

このチェックリストは、WEB登録すると「感染症防止対策取組書」が施設ごとに発行され、入口等に掲示することで、感染防止対策を「見える化」して PR することができます。また、「感染防止対策取組書」に印字された二次元バーコードで、来店日時等の情報を登録し、施設利用者に感染者が確認された場合に「濃厚接触の疑いあり」の連絡を届ける「LINE コロナお知らせシステム」により、お客様にいち早く感染リスクがあることをお知らせすることができます。

事業者の皆様におかれては、この「チェックリスト」及び「WEB登録」をご活用いただき、徹底した感染防止対策を実施していただきますようお願いいたします。

★「チェックリスト」「WEB 登録」など、事業活動再開に伴う感染拡大防止対策に関する情報は、神奈川県ホームページをご覧ください。(http://www.pref.kanagawa.jp/**)

問い合わせ先 産業労働総務室

 \circ

Tel 045-210-000